

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省・国土交通省 第2次回答

管理番号	52	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化

提案団体

福島市

制度の所管・関係府省

財務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】平成 28 年度に創設された当該制度について、特別控除に添付する確認書は、相続した家屋等が存在若しくは存在した市町村が、申請書を確認し押印することとなっている。

【支障事例】申請者が遠方に居住する場合や高齢者である場合が多いこともあり、電話で制度や添付書類の説明を求められることも多い上、電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類等については、死後の時間経過に伴い既に処分されている場合も多いなど、書類のやり取りに時間や労力が掛かり、申請者・市区町村双方の負担になっている。

加えて、申請者から特別控除に該当するか否かの判断まで求められることも多く、その都度、管轄税務署に問い合わせるよう案内している。

また、この確認内容は、申請者(相続人)が提出した登記事項証明書や公共料金の領収書など外形的なものであり、市区町村でなければ確認できないものではないため、当該確認事務を廃止し、申請者と管轄税務署にてやり取りすれば足ると考える。

当該確認事務については、法定受託事務としての性質を有するものと理解しているが、租税特別措置法及び同法施行令において法定受託事務として位置付けた上で行わせるべきものと考えられるがそうした定めがなく、地方自治法第2条第9項第1号に照らすと、この点でも問題があると考えている。

あわせて、当該確認事務のみならず、租税特別措置法に基づいて十分な根拠なく自治体に事務を義務付けている類似の制度については、見直しをされたい。

【支障の解決策】被相続人居住用家屋等確認申請書に係る市区町村の確認を省略し、当該特別控除を受ける申請者の居住地を管轄する税務署のみで完結できるよう改める。

【参考】

- ①・1件あたり対応時間:約 30 分+1件あたり相談回数:約2回÷対応時間 60 分×41 件(R6)÷2,460 分
・1件あたり書類処理時間:約 20 分×67 件÷1,340 分

※申請の多くが、確定申告の関心が高まる 11～3月に集中する。

- ②・相談の多い添付書類「電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類」、「被相続人が老人ホーム等に入所していた場合の書類全般」→どちらも建築物を除却、或いは被相続人が死亡後、数年経過している場合、処分してしまっていることが多く、相談の中心になっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

特別控除を受ける手続を、市町村の確認を省略し、申請者の居住地を管轄する税務署のみで完結すること、添付書類の簡素化により、申請者の手続に対する利便性が大きく向上する。

根拠法令等

租税特別措置法第 35 条、租税特別措置法施行令第 23 条、租税特別措置法施行規則第 18 条の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、郡山市、いわき市、ひたちなか市、さいたま市、上尾市、八千代市、川崎市、相模原市、燕市、福井市、飯田市、名古屋市、稲沢市、寝屋川市、斑鳩町、今治市、熊本市、特別区長会

○確定申告の時期に問い合わせが集中し、書類確認や現地確認に時間を要することから、特に2、3月に職員の負担となっている。

（参考：交付件数）

・R6:24 件

・R5:14 件

・R4:23 件

建物の閉鎖事項証明書や土地の登記事項証明書等、公共料金の使用中止日がわかる書類等、提出書類が多く、不備や不足があった場合、関係部署と市役所を何度も往復することになる。

○求められる添付書類が多く、また、ケースによって必要な添付書類が異なる等、確認書発行に要する区の事務負担が多い。区市町村を経由せず、直接税務署に書類を提出することにより、申請者（納税者）及び区双方の負担軽減につながると考え、当該確認事務の廃止を要望する。

○当市においても、制度説明や必要書類の判断まで対応する必要があることから、当該事務に係る事務負担は非常に大きい。本制度について、申請者が税務署に直接確認した場合でも、必ずと言っていいほど回答もせず市に聞くよう言うのみであり、事務負担を増大させている。空き家であったかどうかの確認は書類上で行うため税務署でも対応が可能である。申請者のサービス向上のため税務署で対応すること望む。

○制度が改正されたことに伴い、申請者ごとに個別対応を求められる事案が増加している。

○申請者が遠方に居住する場合や高齢者である場合、電話で制度や添付書類の説明を求められることが多い。Q&A では読み取れない事案もあり、申請者・市町村で税務署や国土交通省などに確認し、特別控除に該当するか否かの判断をしている状況である。特に年明けからは期日が迫るなか、申請件数も多くなり市町村の負担になっている。また、申請者は、確定申告前に市町村確認をし、その後本申請となることから、確定申告を完了するまでにかなりの時間を要することとなっている。この市町村確認の内容は、申請者（相続人）が提出した登記事項証明書や公共料金の領収書など外形的なものであり、市区町村でなければ確認できないものではないため、当該確認事務を廃止し、申請者と管轄税務署にてやり取りすれば足りることからも、申請者への負担軽減のためにも市町村確認を廃止すべきと考える。

○提案の趣旨に賛同する。当市では、制度創設から交付件数が増加傾向にあり、令和6年度の交付件数は平成 28 年度と比して3倍以上となっており、事務負担が多大となっていることから、添付書類や審査の簡素化等見直しをされたい。

○先般、被相続人居住用家屋等確認申請において、事前に管轄税務署に問合せを行っていたにも関わらず、税申告の際に控除利用ができないと判断された事例があった。本件のような事例があれば、住民トラブルの元となるだけでなく、市区町村が発行する確認書の効果が疑問視されることは明白である。また、最終的な判断が税務署でされることが大前提である中で、行政が確認書を発行する意義がわからない。こういったことから、本件について賛同する。

各府省からの第 1 次回答

被相続人居住用家屋等の確認事務については、

①空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて空家等の実態調査を行っている市区町村における空家等の確認事務とほぼ同様のものであること

②相続人が提出した書面等による外形的な確認であり、真偽についての証明を求めるものではないこと

等の理由から、空き家の所在する市区町村において対応することが適切であり、市区町村に過度な事務負担を強いるものではないと判断し、市区町村における対応としているところである。

なお、市区町村の確認事務の軽減の観点では、支障事例で言及されている「電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類」、「被相続人が老人ホーム等に入所していた場合の書類全般」の確認の意図としては、「相続時から譲渡の時まで事業の用等に供されていたことがないこと」、及び「身体上・精神上の理由により介護を受ける必要がありやむを得ず老人ホーム等に入所したものの完全に生活の拠点を移転したとは言えない場合は当該趣旨に反するものではないこと」を確認することであるため、「空き家の発生を抑制するための特例措置（3,000万円控除）に関する地方公共団体からの質問と国土交通省からの回答集」においても、電気、水道又はガスの使用中止日を確認できる書類として、支払証明書、料金請求書、領収書等を挙げていることや、老人ホーム等に入所していたことを証する書類について、利用料金の領収書や入所していた施設の記録等を認めるなど、状況に応じて代替書類等の提出を認めているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

①において、「空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて空家等の実態調査を行っている市区町村における空家等の確認事務とほぼ同様のものである」と回答されているが、特例措置の確認事務は机上のものである一方、本市で実施している空家等の実態調査は、現地にて目視等で確認する調査であり、かつ毎年実施しているものではないことから、これらは根本的に異なる作業である。

また、確認事務には、書類と申請者からの聞き取りによる確認作業が必ずあるが、申請者が遠方である、または高齢者であるなどの場合が多い。

そのため、郵便等により複数回のやり取りが必要になるほか、対面の聞き取りでは1件当たり平均45分程度の時間を要している。こうしたことから、空家等の実態調査と類似しているという認識はない。

②において、「確認事務は外形的な確認である」と回答されているが、公印を押印する以上、制度で求める書類に不備がないか確認することとなり、上記のとおり本人からの聞き取りを含めて時間を要し、負担となっている。加えて、代替書類を求めることでかえって手続が円滑に進まなくなるケースも発生しており、現場実態からすると、代替書類が認められることが事務軽減につながっているとは言い難い。

このような多大な事務負担が生じている実態を踏まえて、当該確認事務を税務署が実施することや、市区町村長の確認を要さないと考えられる添付書類は省略し、税務署への申請時に添付すれば足るとすること等の措置を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【名古屋市】

本市では全市的な実態把握調査などは実施しておらず、確認書の交付事務は他の空家等対策事務から独立した事務作業となっていることから、申請者の居住地を所轄する税務署でも対応は可能と考えられる。

また、代替書類やヒアリング等で柔軟な対応を可能とすることで当該確認事務が形骸化してしまうおそれもある。確認書の交付に該当する事務を税務署によって実施することで、市町村の空家部署では把握できない相続や居住地等の情報を活用し、より精度の高い確認作業が可能になると考えられる。

【今治市】

①空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の実態調査について、当市ではある一定時期に空き家と思われる家屋を判別しているにとどまること、定期的な確認事務ではない（今後行う見込みがない）ことから、被相続人居住用家屋等の確認事務とは全く性格が異なる。

②支障事例から判断して、市区町村は相当の事務負担を強いられていることは明らかである。

以上①②より、国と市区町村との見解に大きな乖離があるものと感じている。

③「相続人が提出した書面等による外形的な確認であり、真偽についての証明を求めるものではないこと」から、税務署においても問題なく確認ができることは明らかである。

④市区町村の負担を考えれば、管轄税務署と役所の行き来の負担が生ずる。

⑤税に関する最終決定機関は税務署であり、市区町村から税務署に確認を行いながら確認書を発行する意義が不明である。

上記より、市区町村及び国民の負担軽減、適切な税の事務執行において、本措置の提案を行うものである。

【特別区長会】

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の確認事務としては、道路からの外観調査を基本に、必要であれば登記簿謄本、戸籍、住民票、固定資産税情報による所有者調査をするという流れが一般的である。

①売買契約書による譲渡日の確認や電気・ガス・水道の閉栓証明書、不動産売買広告による空家確認、施設

入所時の契約書や要介護認定の確認、老人ホームの外泊記録など、市区町村の空家等の確認事務にはない作業が被相続人居住用家屋等の確認事務の主な内容である。

②事務負担の内容としては、相続人が提出した書面等による外形的な確認業務のみならず、相続人が提出書面を揃えるまでの、制度や添付書類に対する質疑対応、個別事情に応じた特別控除に該当するか否かについての問い合わせ対応に多くの時間を割いている実態がある。

以上のことから「空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて空家等の実態調査を行っている市区町村における空家等の確認事務とほぼ同様」「市区町村に過度な事務負担を強いるものではない」と判断されていることについて、提案の趣旨が正確に理解されていないと思われる。

求める措置の具体的内容としては、「被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略」とする。外形的な確認業務であることから税務署での審査とすることで、相続人が申請先や質問先を混同することがなくなる、相談については既存の確定申告相談窓口を集約される等のメリットがある。

高齢者のみ世帯がこれから相続を迎え、ますます申請数増加が予想されることから、市区町村で確定申告業務の一環を担うことにより、季節的に本来の空家等対策業務が滞る事態の回避を希望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次ヒアリングにおいて、「空家等の実態調査と本確認事務とで実施する内容は確かに異なるものの、政策の方向性が同様であるため市町村が実施することが適当」との回答であったが、本確認事務は形式的な書類のチェックであるにとどまり、かつ、税制特例の適否に関わるものであるところ、市町村が行うべきである理由にはならないものと思料する。また、本確認事務について、第1次ヒアリングにおいては「税務署において空き家であることを確認することは困難」との主張であったが、第1次回答においては「外形的な確認であり、真偽についての証明を求めるものではない」と説明されており、所管税務署ではなく市区町村が実施する必要性が不明瞭である。実際に、本確認事務において、市町村の確認を受けた後に税務署にて不認可となった事例も確認されている。

そのため、最終判断者である税務署で確認するのが合理的と考えるが、このことに対しての見解如何。

なお、市町村において実施している、空き家の発生を抑制するための特例措置に係る被相続人居住用家屋等の確認事務（以下「本確認事務」という。）は、法律又は政令の明確な根拠なく省令で実施を課されているものであり、地方自治法で規定する法定受託事務の趣旨に反すると考えている。提案団体も同様の疑義があるようだが、この点について見解如何。

各府省からの第2次回答

本特例の適用要件を満たすことについては、納税者がそれを証明する必要がある、確定申告書に一定の書類を添付することでその証明を行うという制度設計としているところ、本特例の適用対象となる「空き家」に該当するかどうか（具体的には「相続の開始の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」や「老人ホームへの入所の時から相続の開始の直前まで、物品の保管その他の用に供されていたこと」等の要件を満たすかどうか）の証明については、例えば、被相続人の内縁関係のある者が住んでいる場合や相続人の知らない者に賃貸している場合も想定され、納税者が自ら提出する書面だけで証明することはできないと考えており、そのため、公的機関である市区町村が当該要件を満たしていることを確認した旨を証する書類を発行し、それを確定申告書に添付することで納税者が当該要件を満たすことを証明するという仕組みとしている。こうした確認にあたっては、空き家への出入りの有無や電気・ガス・水道の使用状況等の確認のほか、周辺への聞き取り等を通じて実態に即して確認する必要があると考えられるところ、これらは、空家特措法第9条第1項に基づく調査の一環として市区町村が行うことが可能であり、空家特措法第4条において市区町村には空家等の対策の実施等にかかる努力義務が課されていること、本特例の目的でもある「空き家の発生の未然防止」は健全な地方行政に資するものであり、市区町村が自主的に実施すべきものであること等から、総務省等の関係省庁とも調整の上で、法定受託事務ではなく自治事務として、市区町村が実施することとして本特例が措置されたものである。

本確認事務については、申請者から提出される書類のほか、空家特措法に基づく空家等に関するデータベース、必要に応じたヒアリング、周辺への聞き取りや実地での調査等を通じた確認などにより行うこととしており、書類の確認のみで確認書交付が行えない場合には市区町村において属地的に対応いただく必要

重点10（空家）

があるとともに、仮に一切の実態調査を行わず書面により当該確認書発行事務を実施している市区町村があるとしても、それは、確認書発行事務の趣旨目的に照らし、当該市区町村の知見等に基づき「空き家に該当する」といった判断をされているものであると考えている。こうした点から、本特例の適用対象となる「空き家」に密接に関わる公的機関である市区町村において本確認事務を担うのが最も適当であるとともに、納税者が本特例の適用要件を満たすことを証明できるようにするためには、今後も市区町村が確認を行う必要があるものと考えている。

その上で、本件提案を受けて、市区町村における確認事務の負担が大きいという点について改善の余地がないかという点や、市区町村の負担軽減につながる方策については、引き続き、検討を進めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省・国土交通省 第2次回答

管理 番号	280	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項（事項名）

住宅用家屋証明交付事務の廃止

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

登録免許税の軽減措置に係る住宅用家屋証明については、登記所が市区町村に照会する仕組みとする。

具体的な支障事例

登録免許税の軽減を申請するため、住宅用家屋の取得等後1年以内の登記等の際、住宅用家屋が所在する市区町村長が証明した証明書が必要となる。現在、住宅用家屋証明の交付事務は、申請者が必要な書面を揃えて市町村窓口に出し、市町村は書面審査のみで可否を判定したうえで、複写式の申請書の一部に市町村公印を押印し、証明書として発行している。申請者は単なる書面審査であるにもかかわらず、法務局ではなく、いったん市町村に書面申請し、書面で交付される証明書を法務局に持参する必要がある、不要な負担となっている。また、当市では当該交付事務を税務部門で実施しているが、年間交付件数は平均 6,000～7,000 件あり、大きな負担となっている。なお、当該証明事務については、法定受託事務とされているところ、租税特別措置法に根拠がなく、同法施行令において規定されていることから、地方分権推進計画や地方自治法第2条第9項の規定を踏まえると、問題があり、見直しが必要である。また、当該証明事務だけでなく、租税特別措置法に根拠がなく、自治体に事務を義務付けているものについては同様に見直しをされたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者は登記に伴い住宅用家屋証明が即時に必要なが、市町村が申請を電子化しても、交付が書面に限定されると、申請者は郵送または来庁が求められる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市区町村においては、窓口交付事務、郵送交付事務の軽減が図られる。申請者においては、証明書を受け取る負担が軽減され、登記申請をスムーズに行うことができるようになる。

根拠法令等

租税特別措置法施行令第41条、第42条、第55条、租税特別措置法施行規則第25条、第25条の2、第26条、第26条の2、第26条の3、第27条、住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について（昭和59年5月22日付け国土交通省住宅局長通知建設省住民発32号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、当別町、花巻市、北上市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川崎市、相模原市、燕市、名古屋市、城陽市、八尾市、西宮市、斑鳩町、下関市、長崎市、熊本市、特別区長会

○住宅用家屋証明の申請時に添付を求める書類が多く来庁者に負担をかけているほか、窓口での確認作業にも時間を要するため双方の負担が大きい。また、司法書士による大量申請が多かったり、証明の交付期日を切ったり、対応困難な要望も多く、事務負担が大きい。

○報告された支障事例が当市においてもかなりの頻度で発生している。開始当初に比べて、特例項目に「認定低炭素住宅」や「特定の増改築等がされた住宅用家屋」が追加され、判定事務が複雑化し証明発行事務を行う基礎自治体が混乱したが、今後も国が住宅政策を促進する中で ZEH をはじめとする新たな特例項目も増えかねないと非常に懸念している。過去には長期優良住宅の認定証明書が偽造され、国土交通省住宅局から事務連絡にて事務の適正な実施について通知があったことで、各自治体で原本の持参の依頼、証明書発行部署からの情報提供との突合など実情に応じた対応を追加で行っており、当市においてもその趣旨に則り適切に追加対応しているところである。発行事務については、法定受託事務であることから基本的な部分は全国的に統一されているが、前述の長期優良住宅の証明書だけでなく、例えば未入居の場合の取扱（添付資料など）においても自治体ごとにローカル・ルールで運用されており、その複雑さゆえに司法書士や土地家屋調査士等の代理者から確認の問い合わせがその都度あり、適切な証明発行に導けるようにその都度丁寧に対応をせざるを得ない状況である。申請者である市民目線に立つと、本事務は法務局にてワンストップで行うことが利便性も高く、1,700 を超える基礎自治体で実施するよりも統一感が更に高まることから、早い段階で本事務については自治体で実施を廃止する、または法務局で事務を実施すべきと考える。

○登記の内容や家屋の種別によって申請者に提出を求める書類や市区町村が確認する事項が異なるため、申請者及び市区町村にとって非常に煩雑であり、書類の提出漏れも多い。そのため窓口で申請者とトラブルになる事案も発生している。当市においても当該交付事務を税務部門で実施しているが、年間交付件数は平均 800 ～900 件あり、大きな負担となっている。

○年間件数が1万件を超えており、また、電話による問い合わせも多いため、事務の負担が大きくなっている。また、国税である登録免許税の軽減について問い合わせを受けることがあるが、自治体では判断することが難しい場合がある。

○住宅用家屋証明書は、建物の不動産登記を行う際の登録免許税の軽減のために必要とされる書類だが、証明書発行審査のために、登記事項証明書等法務局発行の書類を取得し、市窓口を持参する必要がある。法務局で書類取得→市証明発行→法務局で登記手続きとなり、申請者に二度手間を強いている。居住実態が確認できれば良いのであれば、住民票を取得して法務局登記の際に提出すれば事足りると思料する。

○住宅用家屋証明交付事務を廃止した場合に、法務局より市町村側に対する照会を無くすような制度設計をお願いしたい。

○当市においても同様に税務課の窓口で対応しており、新税者が持参した書類を審査し、新税所に公印を押印し、証明をしているが、市がしなければならぬ理由がないため登記所で家屋証明の内容を確認し、登録免許税の軽減を実施すれば良い。

○所得税において住宅ローン控除を受ける際に、認定長期優良住宅又は低炭素建築物であることを証明するための書類の一つとして住宅用家屋証明書が使用されているため、確定申告をする者から再発行を求められることがあり、本来の目的以外の不要な事務負担が生じている。

○市町村窓口の事務負担軽減のためとして、令和6年から導入された宅地建物取引業者による入居見込み確認事務については、全く活用されておらず、事務負担の軽減になっていない。

○当市では、令和3年に指定都市市長会共同提案として「市区町村における住宅用家屋証明交付事務の廃止」を求めており、これは証明の審査主体の見直し（登録免許税の軽減等を受けるための要件審査を直接法務局が行うこと）を求めるものであったが、これに対する国からの対応は、提出書類の緩和に留まっていることから、今後更なる事務負担の軽減に向けて、まずは、国において自治体による本事務の廃止（審査主体の変更）を基本方針として、住宅用家屋証明のあり方を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答

【法務省】【国土交通省】

令和3年の提案募集においても、同旨の提案があったところ、当該提案への対応として、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、租税特別措置法施行令第41条及び第42条第1項に規定する自己居住要件の確認について、宅地建物取引業者が入居見込み確認書を発行する場合には、自治体における審査を不要とする旨を昨年4月に地方公共団体及び宅地建物取引業の業界団体に通

重点10（登免税）

知し、同年7月から、この運用が開始されたところ。この運用が普及すれば、要件の審査に係る市区町村の事務負担は軽減すると考えられるため、引き続き入居見込み確認書の運用の普及に努めてまいりたい。

なお、租税特別措置法ではなく租税特別措置法施行令に規定があることについて見直しが必要であるとの指摘については、地方自治法第2条第9項において、法定受託事務は「法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの」と規定されているところ、租税特別措置法施行令第41条及び第42条第1項の規定により市町村が処理することとされている事務は、同令第55条において、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とする旨が規定されており、法定受託事務としての根拠規定に問題はないものと認識している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和3年の提案募集は、市区町村の事務負担の軽減だけではなく、住民に対して過度の負担を課しているといった面からも改善提案を行ったものである。登記手続き時の必要書類と住宅用家屋証明の申請時の必要書類は重複しているものが多く、二重に負担を強いていることから、法務局による受付へ移行すべきであるという考えは令和3年の提案時から変わっていない。

宅地建物取引業者による入居見込み確認書の運用については、宅地建物取引業者にとっては事務軽減にならず、むしろ負担増となるため、現状では利用されることはほとんどなく、結果として市区町村の事務負担の軽減にはつながっていない。

上記の事情を踏まえ、廃止が難しいということであれば、すでに情報連携を行っている登記情報連携システムを活用し、住宅用家屋証明を市区町村から登記所へ送付できる仕組みとすることで、申請者の来庁負担軽減を図ることができるのではないかと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【西宮市】

「自治体における審査を不要とする旨を令和6年4月に通知し、7月からこの運用が開始された」とのことだが、活用されておらず、また、これが活用されたからといって、あくまで提出書類の緩和に留まり、市町村窓口での証明書の交付事務の煩雑さは何ら変わりはなく、事務負担の軽減にはなっていない。確実に市町村窓口の負担をなくすため、「緩和」ではなく、根本的に証明事務の見直しを検討いただきたい。

【下関市】

当市に於いて、入居見込み確認書による申請は、令和6年7月以降1件のみである。なお、家屋証明の申請は住居異動後のものが圧倒的に多く、未入居が例外なので、入居見込み確認書の導入は根本的な事務負担の軽減にならない（令和6年度家屋証明発行総数：903件、うち未入居申請：8件）。また、入居見込み確認書は自治体における審査が不要と言いつつ、税務当局の調査が行われる可能性があるとして現在の家屋の処分方法等、申立書と同じ添付書類の提出を求め、市区町村で5年保存することとされている（「九次改訂 登録免許税の軽減のための住宅用家屋証明の手引き」より）。申立書を入居見込み確認書にすることに何らメリットは感じない。

そもそも、法定受託事務として自治体に家屋証明の発行を求めているが、登記手続きの権限は自治体は有しておらず、最終的な減免手続きを行うのは法務局であり、減免の判断も法務局が行うべき業務である。しかしながら、家屋証明発行の判断に迷う事例を法務局に問い合わせても、「家屋証明の発行は市町が判断するものであり、証明が発行されれば減免を行う」と判断を丸投げされ、対応に困ることがある。登記の際に、住民票あるいは入居見込み確認書を提出すれば、法務局で自己居住用であることは確認できるので、わざわざ自治体に多くの書類を審査させ、家屋証明を発行させる必要はないと考える。現に、相続に係る土地の不動産登記の免税措置については、家屋証明のような自治体の審査書類を求めている。家屋証明発行事務は、本来法務局が行うべき審査を自治体に肩代わりさせ、一方的に負担を強いるものだが、法務局が審査を行うことができない理由を明示いただきたい。

当市においても人員削減や業務増加により事務負担が大きいため、家屋証明の廃止を強く要望する。

【長崎市】

令和6年から導入された宅地建物取引業者による入居見込み確認事務については本市では事例がなく、事務負担の軽減になっていない。

市区町村にとって審査や問い合わせに対する負担が大きく、また、書類審査のみであることから市区町村がしなければならない理由はないと思われる。さらに申請者にとっても法務局にて登記申請と併せてワンストップで行う、もしくは制度を廃止することで申請の負担が減るため、法務局で事務を行うか、制度を廃止するか制度自体の見直しを検討すべき。

【特別区長会】

回答には、昨年7月から開始された運用で市区町村の負担が軽減されるとあるが、ほとんど事例がないのが実

重点10（登録免許税）

情である。家屋証明書は、司法書士等が申請するケースが多く、宅地建物取引業者が申請することはあまりない。司法書士等にとっては、宅地建物取引業者に入居見込み確認書を求めるより、自らが申立書を作成した方が、時間的にもコストもかからない。このため、おそらく今後もこの運用は普及が進まないのではないかと。この提案は、登記所が市区町村に照会する仕組みとする措置を求めているが、その回答がない。できないならその理由を明確に回答してほしい。

政策的な目的で登録免許税を軽減するなら、登録免許税を課す主体が自ら確認、判断すべきである。それをせず、全国の市区町村が発行する証明書を必要としたのはなぜか。軽減を受けようとする方に2か所での手続きをさせ、全国の市区町村に業務の負担を強いていることを考慮し、制度のあり方から検討してほしい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「租税特別措置法施行令第41条及び第42条第1項に規定する自己居住要件の確認について、宅地建物取引業者が入居見込み確認書を発行する場合には、自治体における審査を不要とする」措置については、運用開始から約1年経過するが、活用事例が少なく、自治体の支障解決につながっていない。そもそも、形式的な審査であるため市区町村で証明事務を行う必要はないのではないかと。

住宅用家屋証明の交付事務において、登記事項証明書等により確認する事項については、そもそも登記所で発行される書類で確認できる審査項目（所在地、建築年月日、床面積、用途のうち専用住宅であるか）であることから、自治体の審査を不要としてよいのではないかと。その場合、申請者は、登記事項証明書の添付を不要とすることができるのではないかと。

また、登記情報連携システムを活用し、住宅用家屋証明を市区町村から登記所へオンラインで送付できる仕組みとすることで、自治体においては郵送事務の負担軽減、申請者においては郵送費用の負担軽減を図ることができるのではないかと。

各府省からの第2次回答

住宅用家屋証明書は、住宅取得に係る負担の軽減、良質な住宅ストックの形成・流通の促進を図るために講じられた税制措置（所有権の保存の登記等をする際に納付する登録免許税の軽減措置）の実施のために、租税特別措置法施行令第41条又は第42条の規定に基づき、対象となる住宅が一定の要件に適合するものであることを確認し、市町村長又は特別区の区長が証明した書類である。

この要件に適合するかどうかの審査においては、登記事項に合致するかどうかといった形式的審査のみではなく、登記制度では審査の対象とはならない居住要件を満たすかどうかといった実質的審査も含まれており、そのような審査を法務局で実施することについては、登記をしなければ不動産の物権変動を第三者に対抗することができない対抗要件主義（民法第177条）のもとで、当事者間では物権変動が生じているのに、上記の要件審査が必要となるために対抗力を迅速に備えることができなくなることから、当該要件に適合するかどうかの審査をも担当することは現実的に困難である。

なお、登記情報連携システムは、国や地方公共団体が登記事項を確認することにより、登記事項証明書の添付省略や公用請求代替の場面で活用したり、地方税法に基づく通知をしたりするために開発されたものであり、現行のシステムでは住宅用家屋証明を授受することはできない。そのため、御提案にあるように住宅用家屋証明を市区町村から登記所へ送付するためには、住宅用家屋証明書の電子化の方策やシステム間連携の在り方の検討、更には登記所と市区町村の両方のシステム改修が必要であり、その費用をどのように確保するか等の様々な課題がある。

他方、御提案にある「申請者の来庁負担軽減」の観点から、登記情報連携システムの活用など、申請者の負担軽減策について検討してまいりたい。

加えて、入居見込み確認書については、第1次回答でも回答したとおり、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、昨年7月から運用が開始されたところであり、引き続き普及に努めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	30	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

都市計画法に基づく市街化区域の設定を土地利用の実情等に即して柔軟に設定可能とすること

提案団体

亀岡市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画法に基づく区域区分において、市街化区域の設定に関しては人口フレーム方式のみではなく、市町村の土地利用の実情や方針に即して柔軟に設定できるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

当市はJRと高速道路に沿って主な市街化区域が設定されており、比較的コンパクトなまちが形成されている。その一方で、周囲を市街化区域に囲まれた市街化調整区域(以下「穴抜きの調整区域」という。)が複数存在している。それら穴抜きの調整区域はこれまで農地として活用されてきたが、営農者の高齢化や後継者不足という状況に加え、「子どもファースト」を宣言し、当市の立地や交通利便性を踏まえ様々な施策に取り組んでいることもあり、京阪神地域からの住宅地開発の要望が高まっている。

そのような状況を受け、当市では、土地所有者の意向や都市の一体性、効率的な都市構造構築のため、穴抜きの調整区域の市街化区域編入を検討しており、計画する土地利用については、周辺の土地利用状況を考慮し、主に住居系土地利用が適していると考えている。

しかしながら、市街化区域の設定方式が人口フレームを基本とした現制度の下では、人口減少が進んでいる当市の場合、住居系の土地利用を目的とした市街化区域拡大は困難な状況であり、結果的に、計画するまちづくりの実現が困難な状況に陥っている。

そこで、市街化区域に囲まれている又は近接している市街化調整区域については、人口フレーム方式に基づく方式だけではなく、市町村の土地利用の実情や方針に基づいた市街化区域の設定も可能にすることで、将来的にインフラの負荷軽減や効率的な行政サービスの提供が可能になると考えている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市の穴抜きの調整区域については大部分が農地として土地利用が進められてきたが、担い手の高齢化や後継者不在により、将来的に耕作放棄地などになる可能性があり、周辺環境の悪化が想定されるため、適切に土地利用を誘導する必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

穴抜きの市街化調整区域の解消による効率的な都市構造の構築により、立地適正化計画の実現に寄与し、下記のような効果を増進すると考える。

- ①企業の生産性の向上
- ②行政コストの縮減と地価の維持・上昇
- ③健康の増進

④環境負荷の低減

根拠法令等

都市計画法第13条第1項第2号、都市計画運用指針

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

寝屋川市

○提案に条件を付せば実現してよい。「無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街化を図る」という区域区分の制度趣旨を踏まえた客観的かつ具体的な判断基準があれば、検討してよい（人口フレームによらない柔軟な設定をしてよい）。

○当県においても穴抜きの調整区域を持つ市はあり、市街化区域への編入を検討している状況は存在しており、人口フレーム方式に基づく方式だけではなく、市町村の土地利用の実情や方針に基づいた市街化区域の設定も必要と考える。

各府省からの第1次回答

都市計画法における区域区分については、無秩序な開発を抑制してまとまりのある良好な市街地を形成することを基本的な目的としており、効率的な都市基盤整備を実施することで地方自治体の財政を健全化させるなど都市の持続性を高めることに寄与している。

区域区分の面積の算定に当たっては、市街地規模との相関性が高いことから、人口を最も重要な算定根拠とする人口フレーム方式を基本とすることが引き続き有効である。これは、急速な人口減少社会において、地域活力の維持や市民生活の利便性向上を目的に政府全体で推進しているコンパクト・プラス・ネットワークの取組にも適合する。

なお、人口フレーム方式を基本としつつも、市街地における土地利用の現状及び将来の見通しを総合的に勘案して、都市的土地利用の適否を判断する等の柔軟な運用を妨げるものではないこととしており、これを都市計画法の実務的な運用を掲載する運用指針においても明示している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市においては、京都市に隣接し利便性が良く、京都市と比較して土地が安価で、子育て等に関する市の施策が充実しているため、市外からの若年層世帯のニーズや商業・工業分野からの企業進出要望がある。市街化区域と生活圏を一体にしている縁辺部の市街化調整区域や、既成市街地に囲まれた穴抜きの市街化調整区域が複数存在し、新たな住宅地開発や企業の進出において、人口フレーム方式との整合確保の見通しが立たない中、新たな土地利用を図れず、当市のまちづくりを行う上で課題となっている。

当市の事案については、都市計画区域区分の決定権者である京都府とも要望や協議をしているが、都市計画運用指針で「区域区分の要否の判断及び区域区分を定める場合（中略）いわゆる人口フレーム方式を基本とすることが妥当である。」とされており、市の事情に関わらず、この方針から逸脱することは難しいと理解している。また、当市では現在2地区において商業系・工業系の一般保留地域を指定している。この2地区は国道9号に面し、現在地権者等において土地利用計画を策定しようとしている。そのうちの1地区は商業系用途として一般保留地域で指定しているが、都市計画用途上、住宅建設も可能でもあるにもかかわらず、人口フレームを踏まえ、地区計画を設定し、住宅（団地）建設は制限するよう京都府から指導されている。

一方、当市は、既に市街化調整区域において工業や商業、観光系など地区計画制度を設定し運用していると共に、都市計画法に基づく開発許可権限を有していることから条例を制定し、市街化調整区域内に一定の規模・用途など要件を満たせば住宅の建設も可能とする「既存集落まちづくり区域指定制度」を運用している。しかし、これら制度は、市街化調整区域は市街化を抑制すべき地区とする基本理念の下での運用であって、本来は、市街化区域への編入により、まちづくりを進めていくのが基本と考えており、当市が持つポテンシャルを活かしたまちづくりができない。

なお、第1次回答のなかで「人口フレーム方式を基本としつつも、市街地における土地利用の現状及び将来の見通しを総合的に勘案して、都市的土地利用の適否を判断する等の柔軟な運用を妨げるものではない」とされているが、現行の運用で、具体的にどのような柔軟な運用がとれるのか御教示いただきたい。また、地方創生という観点からも、人口フレーム方式によらない市街化区域への編入など、地方都市の活力につながる柔軟なま

ちづくりができる制度を創設していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「柔軟な運用を妨げるものではないこととしており、これを都市計画法の実務的な運用を掲載する運用指針においても明示している」との回答だが、そのような中で今回の提案がなされたことをどう考えているか。

平成28年12月には、指定都市市長会から「人口減少下における新たな都市計画制度の創設に向けた提言」がなされ、人口減少下における戦略的な市街地形成に係る制度創設の要望があったと承知している。

また、人口フレーム方式の有効性や、柔軟な運用について回答があった一方、提案団体からは、事業者から開発意向が寄せられても、穴抜きとなっている市街化調整区域の市街化区域への編入が困難な状況にあると示されているところである。

こうしたことを踏まえ、人口フレーム方式を基本としつつも、人口減少下においてどのような区域区分を行っていくことが望ましいかについて、市街化調整区域の市街化区域への編入の検討に際し市街化区域の縁辺部を見直しつつ、その区域を市街化調整区域に編入する場合の考え方や立地適正化計画のあり方等も含めたまちづくりの具体的なモデル例やイメージ像の形で提示してはどうか。

区域区分に係る都市計画については、国土交通大臣に協議し同意を得ることとされており、国でも把握しているところ、「柔軟な運用」に該当するような人口フレーム方式のみによらない計画の具体的事例があれば、それを参考として地方公共団体に示してはどうか。

各府省からの第2次回答

人口フレーム方式を基本としつつも、市街地における土地利用の現状及び将来の見通しを総合的に勘案して、都市的土地利用の適否を判断する等の柔軟な運用を妨げるものではないこととしており、これを都市計画法の実務的な運用を掲載する運用指針においても明示している。

今回の提案や提案自治体との意見交換を踏まえて、街の置かれた社会情勢により、市街化を図るべき地区は変化しているところであり、人口フレームの考え方を含めて、市街化区域縁辺部の土地利用コントロールに関する手引きを作成し、具体的な事例等をお示しすることにより、自治体へ向けた普及・啓発ができないか検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理 番号	357	重点募集 テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

土地に関する権利の移転等における届出のオンライン化及び市町村経由事務の廃止

提案団体

薩摩川内市、枕崎市、南九州市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国土利用計画法第 23 条に基づく届出について、e-Gov 等を利用したオンラインによる届出を可能とするとともに、市町村を経由する旨の規定を廃止することで、事業者等が直接都道府県へ届出を行うことを可能とする。

具体的な支障事例

国土利用計画法第 23 条に基づき、一定面積以上の土地取引を行った者は、その契約を行った日から2週間以内に、法令で定める事項を当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届出を行うこととされている。本市ではオンラインでの届出を可能としているが、オンラインでの届出を受け付けていない市町村もあり、広域で活動を行う事業者にとっては手続きが煩雑になっている。届出を受け付ける市町村では、届出書類の内容や添付書類の確認は行うものの、最終的には都道府県が届出内容に不備がないか、当該都道府県の土地利用基本計画に適合しているかなどのチェックを行うこととなっており、市町村では実質届出書類の中継を行っているのみであるにも関わらず、以下のような負担が生じている。

- ・本市では、年間約 45 件の届出があり、届出内容・添付書類の確認や差戻し、課内決裁、県庁への送付手配などといった事務に年間 158 時間を要している。
- ・市町村の義務とはなっていないが、2週間以内に報告を行わなかった届出者に対する違反指導や期限内に届出を行う旨の周知活動を行っており、業務負担が重くなっている。また、県外からの届出も一定数あるため、市町村による周知活動には限界がある。
- ・都道府県のチェックにおいて疑義が生じた場においても、その都度市町村を経由して届出者に確認を行っている状況であり、互いに負担が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

届出者は、オンラインによる届出が可能となることで、届出に伴う負担が軽減される。また、取引対象となる土地が所在する市町村の経由がなくなることで、届出先である都道府県と直接やりとりを行うことができるようになり、指摘事項や確認事項が生じた場合の事務手続きが、迅速かつ正確に行えるようになる。

都道府県は、オンラインによる受付が可能となることで、受付事務の負担が軽減されるとともに、届出内容に指摘事項や確認事項が生じた場合に、直接届出者に伝達や修正指導が行えることで、事務処理の効率化が見込まれる。また、オンラインによる届出内容について、市町村に閲覧権限を付与することで、都道府県における新たな事務負担なく、情報共有することが可能となる。

重点2 (国土)

市町村は、経由に伴う事務負担が軽減される(現状中継役に過ぎない市町村では、責任ある指導や回答が行えない場合がある。)

根拠法令等

国土利用計画法第 23 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例 (主なもの)

川崎市、燕市、伊那市、津島市、碧南市、今治市、大村市、特別区長会

○件数は少ないが、同様の状況である。事業者が手続ごとに県庁へ提出することは負担が大きいと想定されるため、オンライン申請と同時に改正されることが肝要である。

○当市においても、昨年度の 33 件の届出(内8件は無届報告)があり、他業務との兼務で行っている。本業務は県への取次がメインとなっていることから、直接県へ申請ができる体制が望ましい。また、オンラインによる申請が可能となれば、受付事務の負担が軽減されるとともに、届出内容の確認事項などが直接届出者に行えることで、事務処理の効率化も見込まれる。

○オンライン手続きは届出者の手続きが簡略化できるため、推進を依頼したい。また、都道府県への直接提出は事務負担が軽減されるため対応をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答

国土利用計画法第 23 条に基づく事後届出については、国民の利便性、事務処理の効率性、総合行政の確保などの観点から市町村の経由としており、経由規定の廃止に当たっては慎重な検討が必要と考えています。また、国土利用計画法施行規則の改正を令和7年4月1日(7月1日施行)に行い、これまで紙による提出を前提とした統一的な様式を廃止し、オンラインによる届出等に対応するための標準様式(電子ファイル)を都道府県・指定都市へ配布しており、届出者、受理者の負担軽減を図っているところです。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

届出の中には、複数の市町村にまたがる大規模開発・計画に基づいた土地取引もあり、その場合、土地の所在に応じた市町村へ提出することになっている。国民の利便性を考慮するならば、都道府県が窓口となり、届出者が一括で提出できるようにした方が利便性が高いと考える。また、国土利用計画法第 24 条では、都道府県知事は、土地の利用目的について必要な変更がある場合は勧告することができるが、3 週間以内という期限が設けられており、事務処理を効率的に処理することが求められるため、都道府県を窓口とすることで、迅速かつ総合的な判断・勧告ができると考える。

規則改正による標準様式の活用により、オンラインによる届出への対応も可能になることについては、市町村外(都道府県外)の事業者等にとっては、届出提出に係る来庁及び郵送などの負担が軽減され、時間的制約が緩和される効果がある。しかし、都道府県によっては、原本の保管のため紙媒体での提出となっている例もあり、受理者(市町村)は、提出の際に、電子データを印刷する必要があるため受理者の事務負担が増加するといった事態も発生している。大量印刷は、環境負荷の低減を目指す社会の潮流にそぐわないため、正本の保管方法についての方向性を示すといったオンラインによる届出を可能とする場合の運用上の留意点についても周知していただきたい。

届出のオンライン化については、e-Gov 等の既存システムも含め、全国統一的な届出システムを整備すれば、事業者等は1つの ID・パスワードで全国の自治体に対して届出を行うことができ、事業者及び受理者の利便性及び届出内容の審査等に係る事務処理の効率性はさらに高まるものと考えられるため、引き続き全国統一的なシステム構築を検討いただき、2次回答において見解を明示いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【伊那市】
市町村経由の廃止について早期に検討いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

【全国市長会】

e-Gov 等を利用した届出のオンライン化及び市町村経由事務の廃止について、提案の実現を求めるものであるが、当該手続の廃止による影響等を勘案し、対応していただきたいとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

e-Gov 等の既存システムも含め、全国統一的な届出システムを整備すれば、届出者は1つの ID・パスワードで全国の自治体に対して届出を行うことができ、規則改正後の標準様式と併せて、届出者の利便性向上及び審査等に係る事務処理の効率性がさらに高まるのではないかと。

市町村を跨いで活動する事業者の場合、オンラインによる届出を可能とした上で、届出先を都道府県にすることにより、複数の市町村に対して別々に届出を行う必要がなくなるため、利便性がさらに高まるのではないかと。

経由規定の廃止について慎重な検討が必要との回答だが、届出のオンライン化により形式的なエラーチェックが可能になると考えられるため、市町村及び都道府県による2重の審査は不要とするべきではないかと。

各府省からの第2次回答

届出者の利便性及び業務の効率性の向上等の観点から、国土利用計画法第23条に基づく事後届出においては、国土利用計画法施行規則を改正(令和7年7月1日施行)し、届出事項のうち移転・設定に係る権利以外の権利(抵当権等)、土地利用に関する計画の概要等を廃止するとともに、書面を前提とした届出書の様式を廃止してオンラインや電子メールによる届出を推進することとしました。その際、事務の標準化を希望する自治体は標準化が可能となる届出書の標準様式(電子ファイル)を作成し、都道府県等に配布したところです。また、令和5年度地方からの提案等に関する対応方針に基づき、今年度中に届出書の標準様式(電子ファイル)のシステムに取り込める機能を追加するためのシステム改修にも取り組んでいます。その際、法令の適合する範囲内であれば、地方公共団体の実情に応じて様式を定めることとするなど、自治体の創意工夫にも対応できるよう配慮しています。

ご提案をいただいている e-Gov 等を活用した届出については、

- ・現時点の e-Gov の仕様では一部の事務に対応できないため、国土利用計画法の事後届出に係る全ての事務を完結することが難しいこと

- ・公表用の届出データの集計を専用システムで実施しているが、e-Gov で届出されたデータとの連携が可能か不明であること

- ・e-Gov 以外のオンラインシステムの整備については、開発及び運用のための予算が追加的に必要となり、地方自治体側の負担についても検討が必要となること

から、届出者の利便性及び業務の効率性の向上が一層図られるような形での e-Gov の一部活用等が可能かについて、引き続き検討してまいります。

都道府県への提出が紙媒体となっているケースがあるということについては、実態を把握した上で、オンラインでの届出を可能とする場合の運用上の留意点を周知することについて検討してまいります。

国土利用計画法の土地取引に関する届出制度は、地価の高騰や土地の投機的取引の増大、土地の乱開発の進行、地域住民の福祉の向上にとって重大な問題となる事態を避けるために創設された制度であり、国民の利便性、事務処理の効率性、総合行政の確保などの観点から地域の実情を細やかに把握している市町村を経由することとしており、こうした経由規定の趣旨や以下のような点を踏まえつつ、慎重な検討が必要と考えています。

- ・全国町村会、全国市長会及び全国知事会から、それぞれ異なる意見をいただいていること

- ・地方自治法第252条の17の2に基づき、14府県が全部又は一部の市町村への権限移譲を行っており、都道府県毎あるいは同一の都道府県内の市町村毎に事後届出に係る各種事務の手順が異なっていること

- ・複数の市町村をまたぐ申請事例がどの程度あるか不明であること

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	193	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

特別支援学校への就学奨励に関する法律における未成年者の保護者の要件の見直し

提案団体

茨城県、三重県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」における未成年者の保護者について、「学校教育法第16条に規定する保護者」に限定せず、「就学に要する経費を負担する者」を加えるよう要件の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」において、未成年者の保護者は「学校教育法第16条に規定する保護者(親権者又は未成年後見人)」とされており、また、未成年者に係る就学奨励費の申請手続は当該保護者によって行うこと、支給対象者は保護者又は生徒等とされている。

【支障事例】

- ①就学奨励費の申請者は保護者とされているため、親権者が死亡し、未成年後見人が選任されていない場合、就学奨励費を申請できない。
- ②親権者である父親が勾留されているため祖父に扶養されている生徒において、祖父と父親が容易にやり取りができない中で申請までに時間を要したほか、就学奨励費の振込先は保護者(生徒も可)となっていることから、父親・祖父ではなく生徒本人に口座を用意させることになった。

【制度改正の必要性】

支障事例①・②のように、就学奨励費を申請できない、申請までに時間を要する等の状況が生じる実態がある。

【支障の解決策】

そこで、未成年者の保護者について、「学校教育法第16条に規定する保護者」に限定せず、「就学に要する経費を負担する者」を加えるよう要件の見直しをすることで、支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

就学に要する経費を負担する者が申請・受給手続を円滑に進めることが可能となり、住民の利便性が向上する。

根拠法令等

特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

栃木県、川崎市、静岡県、大府市、大阪府、高知県、熊本市、宮崎県、沖縄県

○【類似の支障や課題を有する制度として見直しを求める事項】

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年政令第八十七号）第2条、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第12条、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第25条等、要保護児童生徒援助に係る支給対象を保護者のみならず当該児童及び生徒を監護する者も含めるよう見直しを求める。

【現行制度について】

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされている。

国は、市町村が、学齢児童生徒の学校教育法第16条に規定する保護者で生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者であるものに対して援助を与える場合に限り、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」、「学校給食法」、「学校保健安全法」等に基づいて要保護児童生徒援助費補助金により補助を行っている。

【支障事例】

要保護児童生徒援助費補助金の補助対象となるのが、学校教育法第16条に規定する保護者に対して援助を行った場合に限られており、援助の対象を法16条の保護者に限定している市町村が多い。当市としては親権者及び未成年後見人のいない児童・生徒が援助を受けることができない状況が発生していないが、今後、稀に発生する可能性が懸念される。

【制度改正の必要性】

経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の就学を援助し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とした制度であるにもかかわらず、実際に就学に要する経費を負担する者が給付を受けられない実態がある。高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度では、生徒の保護者（親権者、未成年後見人）に限定することなく、主たる生計維持者の収入状況により支給がされており、実際に就学に要する経費を負担する者の経済的負担が軽減されている。

また、児童手当金については、「監護生計要件を満たす父母等」が受給者とされており、実際に児童の生計を維持する者の経済的負担が軽減されている。

各府省からの第1次回答

特別支援教育就学奨励費は、障害のある児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、これらの学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする制度であることから、その申請者は、児童又は未成年の生徒については学校教育法第16条に規定する保護者である親権者又は未成年後見人、成人に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者とされている。

学校教育法第17条において、保護者は子の就学に関する義務を負うこととされており、また民法第818条において、「成年に達しない子は、父母の親権に服する」、第820条において、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と規定されていることから、親権者及び未成年後見人の義務を踏まえ、児童生徒が未成年者の場合は、現行のとおり親権者及び未成年後見人を申請者とすべきであると考えます。

なお、上記の特別支援教育就学奨励費における補助対象者の考え方については、親権者及び未成年後見人のいない児童・生徒に対する、自治体独自の支援を行うことを妨げるものではない。

要保護児童生徒援助費補助金における補助対象者については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第2条において、学校教育法第16条に規定する保護者と規定している。

学校教育法第16条では、保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人））が子に対する就学義務を負うことを定めており、要保護児童生徒援助費補助金は、子に対する就学義務を円滑に実施できるよう支援する事業であるため、保護者以外は当該補助金の補助対象者とならない。

なお、上記の要保護児童生徒援助費補助金における補助対象者の考え方については、親権者及び未成年後見人のいない児童・生徒に対する、自治体独自の支援を行うことを妨げるものではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

就学奨励費の目的に鑑みれば、申請者の範囲を保護者のみに限定せず、個別具体的な状況に応じて主たる生

計維持者にも認めることが、障害のある児童生徒の教育環境の確保に資するものであり、保護者以外への支援を自治体の任意とすることは適切ではない。

例えば、就学奨励費と同様に経済的負担の軽減や教育の確保を目的とし、高校生の授業料を支援する就学支援金制度では、所得確認の対象とする「保護者等」の判断において、学校教育法第16条に規定される保護者のほか、事情に応じて主たる生計維持者として認められている。これらの類似制度と、取り扱いが相違していることについての理由を具体的にお示しされたい。

また、これらの類似制度の取扱いも踏まえて、親権者が自ら申請を行い難い事情がある場合の申請者側の負担軽減なども充分に考慮のうえ、可及的速やかに要件を見直されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【大府市】

現行制度の保護者要件は、親権や法的監護義務を中心に構成されているが、現代においては、家庭環境が多様化しており、親権者等以外が実質的に就学費用を負担し、生活の面倒を見ているケースが存在する。

こうした実態に配慮し、申請主体の要件について、「親権者又は未成年後見人」に限定せず、「就学に要する経費を実質的に負担している者」を申請可能な者として追加する柔軟な制度設計が必要と考える。

ついては、申請者の範囲に「就学に要する経費を実質的に負担している者」を追加する、または、保護者不在時においては、校長の確認をもって申請可能とする例外措置を認める等の対応を求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

経済的負担を軽減する趣旨の給付制度であるため、実態的に当該経済的負担を担っている者について当然対象とすべきではないか。

児童又は未成年の生徒について、保護者等以外の者が就学に要する経費を負担する場合は援助の対象とならないが、成人に達した生徒については保護者等であった者以外でも就学に要する経費を負担する場合は援助の対象となると考えられるがその理由如何。

親権者及び未成年後見人が子を監護・教育する権利義務を有するとしても、親権者及び未成年後見人による義務の履行が期待できない状況（親権者の死亡、失踪、育児放棄、収監等）がある場合は、権利義務の有無に関わらず、現にその子を監護・教育している親権者及び未成年後見人以外の者に援助を行うことが、特別支援教育就学奨励費の目的に照らしても妥当ではないか。

親権者及び未成年後見人のいない児童・生徒に対する、自治体独自の支援を行うことは妨げないとのことだが、そもそも特別支援教育就学奨励費の目的は保護者等の子に対する教育の義務の履行を支援することのみならず、むしろ特別支援教育の普及奨励を図ること、つまり教育機会均等の確保にある。就学に要する費用を負担している者が、子の監護等の義務を負っているか否かで、国の補助金の支給の有無が区別される合理的な理由はなく、自治体独自の支援に委ねることは適切ではないのではないか。

就学を支援することを目的とした類似の制度である高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度については、主たる生計維持者の収入状況による支給もなされている。また、児童手当については、父母等又は父母指定者に監護・生計維持されていない支給要件児童を監護しその生計を維持する者も支給の対象とされている。特別支援教育就学奨励費についても、これらの制度と同様、法的義務の有無ではなく負担の実態により支給されるべきではないか。

各府省からの第2次回答

御指摘の「未成年後見人による義務の履行が期待できない状況（親権者の死亡、失踪、育児放棄、収監等）がある場合」について、まずは、速やかに未成年後見人が選定されることにより、特別支援教育就学奨励費の申請は可能となるが、それでもなお特別支援教育就学奨励費を申請できない支障事例について、実態把握を行った上で、必要な対応策について検討する。